

令和7年度

前橋市立芳賀中学校

いじめ防止基本方針

平成31年3月改定

令和2年3月一部改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

市は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

(1) 学校の課題

本校は赤城山の中腹に位置し、前橋市の中心部から離れ、長閑な土地柄である。規模の割に学区は広く、平成29年度から全生徒自転車通学許可制となり、生徒の多くが自転車通学をしている。

クラス数は3年生3クラス、1・2学年が各2クラス、特別支援学級2クラスを足した全9クラスの小規模校である。入学してくる生徒のほとんどが芳賀小学校出身であり、小学校からの人間関係が根強く残って入学してくる。昔からの絆から生まれる団結力の強さや気心知れた温かさがある一方、一度人間関係が悪化するとそれを引きずってしまうという問題点もある。いじめ問題についても例外ではなく、本校で起こるトラブルも発端を辿っていくと小学校時代からの人間関係のねじれであることが少なくない。そこで、小学校との情報交換や連携を密にし、生徒たちの実態把握に努めていく必要がある。

また、携帯電話・スマホの所持率をみると、高くなっており、SNSでのトラブルからいじめに発展するケースも今以上に増えていく恐れがある。情報モラル教室などを計画的に実施したり、学校から注意啓発に力を入れたりすることで抑制を図っていきたい。

(2) 学校としてなすべきこと

① いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなると認識する。
- ・教師一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。また、職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換

や共通理解を図る。

- ・教職員用の指導書等を中心に校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整える。

② 教育相談活動を充実し、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図ること

- ・「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ・定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対症療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通じた積極的な指導を展開する。
- ・定期的にこれまでの教育活動を振り返り、評価・改善していく。
- ・いじめの早期解消に向けて、校内いじめ問題対策委員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。

③ 家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・いじめの未然防止や早期発見、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。
- ・日頃より保護者とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築く。
- ・必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。
- ・本方針を学校通信やホームページで公開し、地域への周知を図る。
- ・学校経営評価や保護者アンケートをもとに、いじめ防止の取組が成果を上げているか検証し、その後の活動に生かしていく。

④ 「いじめ撲滅強化月間」での効果的な取組の強化を図ること

- ・「いじめ撲滅強化月間」では、生徒会を中心に、挨拶運動や生徒会集会における生徒の自主的・自発的な取組を実践していく。

(3) 教師としてなすべきこと

① いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、日頃から教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

② 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと

生徒の話最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。

③ 「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること

生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し、生徒の「自信」と「やる気」を引き出す。

④ 心の居場所づくりに努めること

生徒一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と生徒及び生徒相互の温かい人間関係を基に、安心して心の居場所としての学級づくりに努める。

⑤ 一人一人の心の理解に努めること

生活ノート等を通じた心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も生徒と一緒に活動したりし、生徒一人に1日に1回は声をかけるように心がける。

⑥ いじめは許さないという学級風土をつくること

道徳や学級活動の時間等で、いじめ問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。

⑦ 子どもの姿を見つめること

いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして、生徒の少しの変化も見逃さないように、日頃の生徒一人一人の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。

⑧ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること

生徒の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、生徒一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。

⑨ いじめを受けた生徒を最後まで守ること

いじめを受けた生徒の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

⑩ 教師間で連携・協力して問題の解決にあたること

学年職員は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。

⑪ 生徒や保護者からの声に誠実に答えること

日頃から、いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ・いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。
- ・生徒同士、生徒と教職員の信頼関係を築く。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。
- ・生徒が互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せるよう指導する。
- ・未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に生徒の行動を把握したり、定期的なアンケートや生徒の欠席日数などで検証したりし、改善点等について検討し、PDCA サイクルに基づく取組を継続する。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解を図ること

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。
- ・全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成する。
- ・生徒にいじめの具体的な姿を認識させるため、具体的な行動や言葉の例を掲示する。

② いじめに向かわない態度・能力を育成すること

- ・道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。

- ・社会体験・生活体験などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
 - ・教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。
- ③ いじめを生まないために指導上留意すること
- ・授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを心がける。
 - ・学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
 - ・教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように細心の注意を払って指導する。
 - ・教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
 - ・発達障害等について適切に理解したうえで、一人一人を大切にしたい指導に当たる。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を高めること
- ・教育活動全体を通して、生徒一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。
 - ・校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。
 - ・小中の連携を充実させ、幅広く、多様な目で生徒を見守ることで、発達段階に応じて、自己有用感や自己肯定感が高まるようにする。
- ⑤ 生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取組
- ・生徒会や本校独自の奉仕団を中心に、生徒自身がいじめの防止を訴える取組を行う。
 - ・生徒が活動の意義を理解し、主体的に参加できているか、教職員がチェックしながら適宜アドバイスしていく。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。
- ・些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ・グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より生徒の動きを細かく観察する。

(2) いじめ早期発見のための取組

① アンケート

- ・毎月1回の生活アンケートの中に、「いじめを受けたか」「いじめを見たか」「何か相談事はあるか」等の質問を取り入れ、いじめの実態把握に努める。また、『はい』に○をつけた生徒に対しては**学年職員**が迅速に聴き取りを行う。

② 教育相談体制

- ・教師と生徒の日常のコミュニケーションを大切に、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・三者面談や家庭訪問等を通して教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気をつくる。
- ・生徒が誰に対しても相談できる体制づくりを行う。
- ・気になる生徒の情報は教育相談部会を中心に、全職員で共通認識しておく。

③ その他

- ・休み時間や部活動等、様々な場面で生徒を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。
- ・生活ノートの交流を通して、生徒の悩みを把握する。
- ・悩み事相談電話（24時間子どもホットライン等）・悩み事相談 SNS を周知する。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ・発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした態度で指導する。
- ・全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携して対応する。

(2) いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、校内いじめ問題対策委員会等で情報共有する。
- ・速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・重大な暴力行為や金品強奪等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察に相談または通報する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への対応

- ・生徒から事実確認の聴き取りを行う。
- ・生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきり伝える。
- ・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、電話連絡や家庭訪問等で速やかに保護者に伝える。
- ・生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・謝罪や事後の行動観察の結果、事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・生徒から事実確認の聴き取りを行う。
- ・いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、指導を行う。
- ・聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な支援を求める。
- ・生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

5 いじめ防止等の対策のための組織<いじめ防止対策委員会>

①いじめ防止対策委員会活動方針

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ・いじめに関する相談・通報の窓口となる。

②いじめ防止対策委員会組織

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、研修主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、
スクールカウンセラー、場合によって外部専門家

*いじめ防止対策委員長は生徒指導主事が担う。

③役割

- ・校長…いじめ防止基本方針の策定（学校経営方針にも反映）
- ・教頭…いじめ防止推進体制の工夫・改善
- ・いじめ防止対策委員長…計画の立案、実施、評価の中心
- ・教務主任…いじめ防止のための教育課程の編成
- ・研修主任…いじめ防止のための実践力向上の研修の企画・実施

- ・学年主任…各学年の計画の立案、実施、評価の中心
- ・教育相談主任…家庭・地域との連携
- ・養護教諭…生徒の相談の窓口

6 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画（予定）

1学期・夏休み		2学期・3学期	
期日	活動内容	期日	活動内容
4月	始業式 生徒会オリエンテーション ・生徒会の取り組みについて 部活動見学 授業参観	9月	生徒会選挙
5月	春のいじめ防止強化月間 1年教育相談 職員会議 ・いじめ防止基本方針について のびゆくこどものつどい JRC 登録式 生徒総会 ケータイ・スマホ安全教室 ・SNSにおけるモラル	10月	生徒総会
6月	QU アンケート実施	11月	教育相談 芳賀ふるさと祭り ・ボランティア参加
7月	各学年での保護者集会	12月	冬のいじめ防止強化月間 人権週間 ・人権講話、人権学習
8月	QU アンケート分析 いじめ防止フォーラム	2月	いじめ防止子ども会議
		3月	年間の取組について振り返り ・いじめ防止基本方針の見直し ・次年度の計画立案
<p><常時活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回の生活アンケートの実施 ・1ヶ月ごとに学級委員会から生活目標の設定と掲示 ・生徒会本部役員中心のあいさつ運動 ・毎週木曜日に生徒指導部会の開催 			